

損害賠償額の決定について

本案は、街頭設置消火器格納箱の倒壊による物損事故の損害賠償額の決定を求めるものです。

【概要】

令和 6 年 11 月 18 日、港区麻布十番二丁目 3 番先の特別区道第 988 号線道路上において、相手方（株式会社）の普通乗用自動車が停車し、当該自動車に乗っていた者が降車した際に、区が設置している街頭設置消火器格納箱に軽く触れたところ、当該街頭設置消火器格納箱が倒れたことにより、相手方自動車の後部左側のドア等を損傷させた事故に伴う損害賠償です。

【損害の状況及び損害額】

相手方自動車の後部左側ドア等が損傷しました。これに伴う損害額は、次のとおりです。

相手方：1,099,975 円

【責任の割合】

区：100%      相手方：0%

【損害賠償額】

1,099,975 円

【事故現場写真（当時）】

